破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２８４２号
札幌市中央区南10条西17丁目３番２号
債務者　豊福　道子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８４３号
札幌市中央区南10条西17丁目３番２号
債務者　白坂　法子（旧姓豊福）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９１１号
札幌市西区西町南15丁目４番６―506号
債務者　安達みはる
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３０８号
札幌市西区西町北８丁目５番34号　エンゼルハイツ201号
債務者　鈴木　克也
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４７７号
札幌市白石区北郷８条７丁目２番５号　コーポ87―202号
債務者　木村　りか
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５７５号
札幌市西区八軒10条東３丁目１番27―101号
債務者　小島　芳幸
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５７６号
札幌市西区八軒10条東３丁目１番27―101号
債務者　小島　由紀
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１号
札幌市東区本町１条１丁目２番10号　医療法人彰和会北海道消化器科病院、住民票上の住所札幌市東区本町１条５丁目２番８号　コーポ芳武Ｈ棟202号
債務者　元木　政男
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２９号
札幌市北区屯田６条７丁目２番６―204号
債務者　関口　裕子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２２号
札幌市白石区本通16丁目北２番19号　竹栄マンション201号
債務者　伊藤　公也
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６０号
札幌市白石区川下４条６丁目１番５号　マンションかつみ７号
債務者　椎名　　均
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７８号
札幌市北区新琴似11条１丁目３番６号　福寿ハイツ101号
債務者　藤倉　　誠
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９３号
札幌市豊平区月寒東３条３丁目４番20号　トーシンハイツ月寒201号
債務者　乾　ひとみ（旧姓田邊）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９５号
札幌市厚別区厚別東４条４丁目６番１号　サンパレス厚別東101号
債務者　橋本　伸一
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３００号
北海道恵庭市上山口200番地１
債務者　永原　英一
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０３号
札幌市中央区南15条西16丁目１番16号　シャルムあをき伏見202号
債務者　櫻庭　秀明
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１９号
札幌市東区北22条東９丁目４番17号　アップルハウス北22条Ⅲ102号
債務者　杉崎　徹哉
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部